

香取広域市町村圏事務組合消防職員の被服等貸与規則

平成18年3月27日

規則第19号

改正 平成21年2月24日規則第3号  
令和3年2月25日規則第2号  
令和4年2月25日規則第4号  
令和5年2月27日規則第2号  
令和7年1月22日規則第4号  
令和8年2月3日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合消防職員（以下「職員」という。）に対する被服等の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与品目)

第2条 被服等の貸与品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 冬帽
- (2) 夏帽
- (3) アポロキャップ
- (4) 冬服
- (5) ブルゾン
- (6) 雨衣
- (7) 夏服
- (8) 活動服
- (9) 救助服
- (10) ワイシャツ
- (11) ネクタイ
- (12) 靴
- (13) バンド
- (14) 保安帽
- (15) 皮手袋
- (16) 防火手袋
- (17) 防火フード
- (18) 救急服
- (19) 階級章
- (20) Tシャツ
- (21) 名札

(22) マタニティ服

(貸与の基準)

第3条 被服等は、会計年度ごとに別表第1に定める各貸与品の点数最大使用期限及び最大数量を考慮して、消防長が定める調査日に在職する職員（休職者を除く。）に貸与する。

- (1) 救助業務担当の職員 350点
- (2) 毎日勤務職員 250点
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 300点

(貸与基準の特例)

第4条 調査日の属する年度に新たに任用された職員に対する被服等の貸与については、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する職員に対する前条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず調査日の属する年度の翌年度に限り、当該任用の時期に応じ別表第3に定める点数の範囲内とする。

3 消防長は、貸与品の貸与に際し、特に必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず別途貸与することができる。

(返納)

第5条 被服等の貸与を受けた職員（以下「被貸与者」という。）が退職し又は死亡したときは、当該被貸与者（被貸与者が死亡したときは、その遺族等）は直ちに管理者に当該被服等を返納しなければならない。

(管理)

第6条 被貸与者は、注意をもって被服等を使用又は管理しこれに要する費用については、当該被貸与者が負担しなければならない。

(弁償)

第7条 被貸与者は、故意又は重大な過失により被服等を毀損又は亡失したときは、その相当代価を弁償しなければならない。

(再貸与)

第8条 管理者は、被貸与者が職務中に被服等を毀損又は亡失したとき（故意等による場合を除く。）は、当該被貸与者に被服等を再貸与する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、職員に対する被服等の貸与に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の佐原市外五町消防組合職員の被服等貸与規則

(昭和59年佐原市外五町消防組合規則第5号)又は小見川町外2町消防組合消防職員被服等貸与規則(昭和42年小見川町外2町消防組合規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成21年2月24日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年2月25日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月25日規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月27日規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月22日規則第4号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月3日規則第2号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条）

消 防 吏 員				
貸与品目		数 量 1 点 当 た り の 点 数	最大使用期限 (年)	1 回 に 申 告 で き る 最 大 数 量
冬 帽		20	7	1
夏 帽		20	7	1
アポロキャップ		20		1
冬 服	上 衣	70	7	1
	ズ ボ ン	40	7	1
ブルゾン		80		1
雨 衣		30		1
夏 服	上衣	長袖	40	1
		半袖	40	1
	ズ ボ ン	40		1
活 動 服	上 衣	40		2
	ズ ボ ン	40		2
救 助 服	上 衣	80		2
	ズ ボ ン	60		2
ワイシャツ		20		1
ネクタイ		5		1
靴	編上げ靴	45		1
	短 靴	45		1
バンド	制 服	15		1
	活 動 服	12		2
保 安 帽		30		1
皮 手 袋		15		2
防 火 手 袋		40		1
防 火 フ ー ド		40		1
救 急 服	上 衣	45		2
	ズ ボ ン	45		2
階 級 章	金 属	3		1
	布	3		1
T シ ャ ツ		10		2
名 札	夏 制 服 用	2		2
	活 動 服 用	2		2

別表第 2 (第 4 条第 1 項)

貸与品目		新たに任用された職員に対する貸与点数	備 考
冬 帽		1	
夏 帽		1	
アポロキャップ		1	
冬 服	上 衣	1	
	下 衣	1	
ブルゾン		1	
雨 衣		1	
夏 服	上 衣	1	
	下 衣	1	
活動服	上 衣	4	冬 2、夏 2
	下 衣	4	冬 2、夏 2
ワイシャツ		1	
ネクタイ		1	
靴	編上げ靴	1	
	短 靴	1	
バンド	皮	1	
	活 動 服	1	
保 安 帽		1	
皮 手 袋		1	
防 火 手 袋		1	
防 火 フード		1	
階級章	金 属	1	
	布	1	
Tシャツ		2	
名 札	夏制服用	1	
	活動服用	2	冬 1、夏 1

別表第3（第4条第2項）

任用の時期	点数
4月～6月	250点
7月～9月	200点
10月～12月	150点
1月～3月	100点